

用語解説

【H I V P - S U S】

ともに水道工事の給水管として使用します。軽量化による作業性の向上や腐食に対する耐久性が高く、また、工事による衝撃にも強いため簡単には破損しません。
H I V P : 耐衝撃性塩化ビニール管。赤水等の発生がなく、接着剤で接合できるなど
鋼材と比較して、安価で使いやすい材料として使用されています。
S U S : ステンレス管（薄肉管）。鋼材と比較すると、それほど安価とは言えません
が、作業性や耐久性に特に優れ、赤水等の発生の心配がありません。

【I C T】

(information communication technology の略) 情報通信技術。I T よりもコミュニケーション「通信」を強調したい場合に用いられる。

【N P O】

(Nonprofit organization の略) 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

【公の施設】

地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため設ける施設を
いいます。

【外郭団体】

国や地方公共団体が、公共の業務をその外部の機関に行わせるために設置した組織
をいいます。

【勧奨退職】

人事の刷新と行政の能率の向上を図るため、年齢や勤続年数が一定の要件に該当する職員が、勧めに応じて定年前に退職することをいいます。

【給与構造改革】

平成17年度人事院勧告において示された、俸給制度、手当制度全般にわたる抜本的な改革を行おうとする取り組みです。具体的には、民間賃金の低い地域を考慮して、給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げるとともに、民間賃金が高い地域には、3%から最高18%の地域手当を新設すること、現行の号俸を4分割し、職員の勤務実績が反映される昇給制度を導入すること等の改革を行なうものです。

【行政評価システム】

市民ニーズに基づく行政サービスを効果的・効率的に提供するために、行政サービスの効果について、目標を明確にして客観的な評価を行い、その評価結果に基づいた改善を、次の企画立案・実施に反映させる仕組です。

【競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)】

「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化したもので、今まで公が行っていた行政サービスについて、官民競争入札、民間競争入札を活用し、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを提供することを目的とした法律です。

【協働事業提案制度】

地域の多様な課題について、市民の発想を活かした提案を募集し、提案団体と市がともに「公共サービス」の担い手となり、「協働」して解決に取組むための制度です。

【熊谷市産業立地促進条例】

産業の振興と雇用機会の拡大等を図るため優遇措置として本市が設けた条例です。具体的には、事業開始後、最初の課税年度から3年間を限度として、固定資産税相当額を奨励金として交付する事業所設置奨励金と、市内居住者の新規雇用1人当たり30万円を奨励金として交付する雇用促進奨励金を、事業者の申請により交付するもので、平成22年度までの期限付き条例です。

【熊谷市人材育成基本方針】

熊谷市が抱える様々な行政課題に適切に対応するため、本市が求める職員像及びその要件を明らかにするとともに、職員像実現とそのために必要な能力開発への取組みを総合的視点から定め、これから本市の人材育成の指針とするものです。

【恒久減税】

平成11年4月1日に施行された「地方税法の一部を改正する法律」により実施された減税で、個人所得課税、法人課税のあり方についての抜本的な見直しを行うまでの間の措置として、個人住民税、法人事業税等について行われた恒久的な減税のことです。

【公共工事コスト削減対策に関する熊谷市新行動計画】

市が発注する公共工事に関して、具体的に数値目標を定め、設計コストなどの工事コストの縮減を図るための計画です。旧熊谷市では平成13年3月に策定をし、コスト縮減に取り組んできた経緯がありますが、平成18年度中に新たな行動計画を策定しました。

【公社経営健全化団体】

土地開発公社の経営環境は厳しいものとなっていることと、公社保有土地の有効利用を促進する必要があることから、平成16年12月に総務省が土地開発公社経営健全化対策を行いました。公社経営健全化団体とは、当該土地開発公社の経営の抜本的な健全化を図る必要がある団体で、一定の要件に該当する場合、公社経営健全化計画を策定することによって、国から優遇措置を得られることになる団体のことです。

【財政調整基金】

経済不況等による大幅な税収入の減や、災害の発生等により支出の増加を余儀なくされる場合に備えて、市の財政に余裕があるときに積立を行う基金です。

【サンセット方式】

太陽が沈むことを意味するサンセットにちなんで、あらかじめ終期を設定し、終了時点で評価を行い、改めて廃止か継続かを決めるしくみをいいます。

【三位一体の改革】

小泉内閣における聖域なき構造改革の目玉として推進されている政策で、国が補助事業などの権限と財源を地方に移し、全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせて、住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供するための改革です。具体的には「国庫補助負担金の改革」「国から地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を同時に一体的に行うため、このようにいわれています。

【時間外勤務手当】

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給される手当のことです。(正規の勤務時間外の勤務には週休日も含みます。)

【事業仕分け】

そもそも事業そのものが必要なのかどうか、必要だとして、だれが事業を行うべきなのか等について、具体的に評価していくものです。そして、この作業結果を、実行に移すことで行財政改革が推進されるといわれ、平成18年5月に成立した「行政改

革推進法」にも事業仕分けについて明記されています。

【市場化提案制度】

多様化する市民ニーズに対応するため、今まで行政のみが行っていた公共サービス提供について、民間事業者を含め最適なサービス提供主体を選択するため、広く公共サービスのあり方について民間からの提案を募る制度です。

国の法律により公共サービスの担い手が公務員に限定されている業務については、公共サービス改革法に法律の特例を設けることにより、官民競争入札等を行うことが可能となります。法律の特例を適用する必要のない業務については、地方自治法に基づき、条例又は規則に手続を規定することにより、法と同様の手続で官民競争入札等を実施できます。

平成19年12月に「公共サービス改革基本方針」の一部（別表）の改定が閣議決定され、市町村が手がける窓口業務のうち、住民異動届や婚姻届など24業務が官民の競争入札で業務の担い手を決める「市場化テスト」の対象となることが示されました。

【自治基本条例】

地域課題への対応や地域のまちづくりについて、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかについての基本ルールを条文化したものです。

【指定管理者制度】

「公の施設」の管理運営主体は、公共性の確保の観点から、市の出資法人や公共的団体等に限られていきましたが、平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになりました。

【情報セキュリティポリシー】

情報セキュリティに対する基本方針のことで、情報に対して目的外に利用することや部外者の侵入、情報の漏洩などを防止するための対策方針です。

【所得譲与税】

所得税から住民税への本格的な税源移譲が行われるまでの暫定措置として、平成16年度から平成18年度までを時限措置として新設されました。国が決めたルールに従って、国税の一部を地方に分配する地方譲与税の一種であり、人口に応じて地方公共団体に配分されるものです。

【第三セクター】

地方公共団体が出資または出資を行っている民法法人及び商法法人をいいます。

【地方交付税】

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持できるよう財源を保障する観点から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再分配する地方の固有財源です。具体的には、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部が地方交付税に充てられています。

【地方譲与税】

本来地方税として徴収するべきであるが、徴収の困難さや税源の偏在などの理由により、国がいったん国税として徴収し、一定の基準に従って地方公共団体に譲与するもので、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、所得譲与税等があります。

【定員管理】

事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために、必要な人員を適正に配置するよう管理していくことです。

【点検評価】

業務運営全般について、内容を点検・評価し、その結果を今後の業務運営の改善につなげていくことをいいます。

【特殊勤務手当】

地方自治法第204条第2項の規定に基づき、「著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて、各団体が条例で支給することができるとされている手当です。

【特別昇給制度】

勤務成績が特に優秀である等の職員に対し、普通昇給期間を短縮して昇給させる制度であり、本市の場合、「熊谷市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に定めています。

【特例市】

地方公共団体のうち人口20万以上を有する市からの申し出に基づき、政令による指定を受けた市。特例市は、中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（環境行政・都市計画・建設行政等）を処理することができます。

【特例地方債】

本来、国から交付税、交付金等として受け入れていたものが、国の財政状況の悪化等により、その部分を地方債として借り入れて財政措置せざるを得なくなった地方債のことです。このため、将来、国から補てんされることになっています。具体的には、減税補てん債や臨時財政対策債などをいいます。

【土地開発公社】

地域の秩序ある整備を図るために必要な、公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、地方公共団体が全額出資して設立する特別法人です。

【バタフライ弁】

主に水道や空調関係の工事で使用し、弁本体内で円盤状の板を回転させて開閉するため、ボール弁などと比較すると構造がシンプルでスペースも最小限で済むことから、大口径の弁について主に採用しています。他の弁と比較しても安価なうえ、軽量で経年による弁体の固着も少ないため、少力で操作が可能です。

【パートナーシップマニュアル】

NPOや地域コミュニティ団体等と行政が協働して事業を実施するにあたり、しっかりとした相互理解のもと、より良いパートナーシップを組むためのガイドラインになります。

【パブリックコメント】

市の基本的な政策案の作成に当たり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定とともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表することをいいます。

【普通会計】

自治体間の財政比較をするために用いられる統一的な会計区分であり、本市の場合、一般会計、下水道特別会計の一部及び土地区画整理事業特別会計の一部で構成されています。

【補助金、交付金、負担金】

補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものです。

交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものです。

負担金とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもので、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合と、一定の事業等について、事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合があります。

【臨時財政対策債】

地方交付税の財源不足に対処するため、平成13年度から制度化されたもので、不足分について、国と地方が折半して補てんすることとなり、その地方負担分を補てんするために発行される地方債です。このため、この地方債については、将来、国が交付税で償還することが約束されています。